

令和 8 年度 事務事業マネジメントシート		段階： 令和 7 年度実施事業に係る事務事業評価						債権管理適正化推進事業				税務部	収納課
1 事業概要		中事業番号		208								所属コード	123000
政策体系		SDGs	広域事業	総合戦略	セーフ	2025	2030	2040	2050	D X 推進	手段	意図（目的）	
大綱（取組）	基盤的取組：行政経営効率化 等	10.4 17.1	○							○	市税を除く債権について、強制徴収債権については滞納処分、非強制徴収債権については支払督促、訴えの提起及び強制執行等を行う。	法令等に基づき債権を着実に回収する。併せて、法令等の手続きを適切に行うことにより、新たな滞納の発生抑止を図る。	
施策													

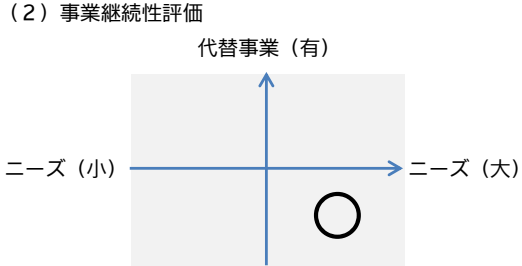
事業開始時周辺環境（背景）	現状周辺環境	今後周辺環境（予測）	住民意向分析
厳しい財政状況における収入の安定的確保のため、収入未済額の縮減が大きな課題となっていた。また、収入未済額を縮減する取組は、市民負担の公平性維持の観点からも重要であった。	平成30年 3 月の債権管理基本方針の策定、平成31年 4 月 1 日の郡山市債権管理条例及び同条例施行規則の施行、債権管理係の新設、債権管理マニュアルの策定等により、債権管理の一層の適正化を推進している。 また、所管課による適切な債権管理のため、庁内への情報提供や担当者説明・研修会の開催、相談対応や協議を継続している。	郡山市債権管理条例及び同条例施行規則の施行並びに郡山市債権管理マニュアルの策定により、法令等の規定に基づき、全庁統一的なルールにより債権を管理することが可能となる。 また、適切な債権管理を進めることにより、その波及効果として納付意識の向上が図られ、収入未済額の縮減や市民負担の公平性の確保に資するものとなる。	市民負担の公平性確保の観点から、財産があるにも関わらず納付しない滞納者に対しては法的措置を実施するとともに、一度に納付する資力がない場合や無資力である場合等は法令に基づく猶予措置や債権放棄を行うことが求められている。

2 事業進捗等（指標等推移）			まちづくり基本指針六次実施計画		まちづくり基本指針七次実施計画		まちづくり基本指針八次実施計画		次期実施計画		次期実施計画		次期実施計画		まちづくり基本指針	
指標名	指標名	単位	2023年度（令和 5 年度）		2024年度（令和 6 年度）		2025年度（令和 7 年度）		2026年度（令和 8 年度）		2027年度（令和 9 年度）		2028年度		中間指標	最終指標
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	計画	2021年度	2025年度
対象指標	債権の収入未済額	千円		703,055		732,426		752,996								
活動指標①	支払督促、訴えの提起及び強制執行等の件数	件	5	10	20	10	20	7	20		20		20			
活動指標②	研修会等参加人数	人	100	123	100	111	100	105	100		100		100			
活動指標③	庁内からの相談・協議件数	件	40	204	140	194	140	157	140		140		140			
成果指標①	滞納者からの納付相談の件数	件	50	165	50	174	50	129	50		50		50		50	50
成果指標②	執行停止及び債権放棄した件数	件	10	44	10	199	10	101	10		10		10		10	10
成果指標③	債権管理係が整理した債権額	千円	10,000	52,711	20,000	53,406	20,000	49,456	20,000		20,000		20,000		10,000	20,000
単位コスト（総コストから算出）	市税を除く滞納者からの納付相談の 1 件当たりのコスト	千円		127		101		95	417		417		417			
単位コスト（所要一般財源から算出）	市税を除く滞納者からの納付相談の 1 件当たりのコスト	千円		127		101		95	417		417		417			
事業費		千円		504		503		439	1,162		1,162		1,162			
人件費		千円		20,497		17,055		11,841	19,668		19,668		19,668			
歳出計（総事業費）		千円		21,001		17,558		12,280	20,830		20,830		20,830	0		
国・県支出金		千円		0		0		0	0		0					
市債		千円		0		0		0	0		0					
受益者負担金（使用料、負担金等）		千円		0		0		0	0		0					
その他		千円		0		0		0	0		0					
一般財源等		千円		21,001		17,558		12,280	20,830		20,830		20,830	0		
歳入計		千円		21,001		17,558		12,280	20,830		20,830		20,830	0		
		実計区分	評価結果	継続	継続	継続	継続	継続		継続		継続		継続		

活動指標分析結果	成果指標分析結果	総事業費（事業費・人件費）分析結果
支払督促、訴えの提起及び強制執行等の件数については、計画値に至らなかったものの、他の実績値は当初定めた計画値を上回って達成した。今後は、より一層強制執行等の法的手続きを進め、債権の確実な回収を図るとともに、本市における債権管理の適正化を図るためには庁内全体の知識向上が必要であることから、債権管理に関する研修会や、庁内からの相談対応を引き続き継続していく。	実績値は、すべての項目において、当初定めた計画値を上回って達成している。対面だけでなく、メールによる納付相談により自主納付を促すとともに、収入見込が無い債権については債権管理条例に基づく債権放棄により、適正な債権整理を進めた。今後は、自力執行権の無い非強制徴収債権について、市顧問弁護士の知見の活用や、官民連携の検討を進め、収入未済額の縮減を目指していく。	【事業費】 滞納者実態調査業務委託の結果、職員の現地調査を必要としなかったため、事業費は若干減少した。 【人件費】 国保税収納課との統合により、市税・国保税徴収業務の比率が上昇し、債権管理業務の比率が減少した結果、本事業の人件費は減少した。

3 一次評価（部局内評価）

(1) 事業手法評価		
1 規模・方法の妥当性		4
2 公平性		4
3 効率性		4
4 活動指標（活動達成度）		4
5 成果指標（目的達成度）		4



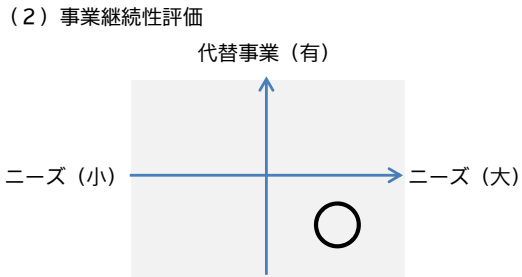
継続	一次評価コメント
	納付相談件数や債権整理額は計画値を上回っており、過去 5 年度で合計約1億円の移管債権回収及び約3,500万円の債権放棄を実施するなど、事業の推進が図られているが、より一層、適正な債権管理を継続する必要がある。また、メールによる納付相談など、D X ・5レス等に即した対応を推進していくとともに、債務者の生活状況を考慮した適時適切な債権管理を行う。

5レス	カウンターレス	キャッシュレス	ペーパーレス	ファイルレス	ムーブレス（会議レス）
	○			○	

気候変動対応	D X （デジタル市役所）	部局間協奏
	○	○

4 二次評価

(1) 事業手法評価		
1 規模・方法の妥当性		4
2 公平性		4
3 効率性		4
4 活動指標（活動達成度）		4
5 成果指標（目的達成度）		4



継続	二次評価コメント
	令和 7 年度は納付相談件数及び債権整理額が計画値を大幅に上回っており、事業として一定程度の成果が確認できる。 一方で、支払督促、訴えの提起及び強制執行等の件数は計画比35%にとどまっていることから、弁護士等専門家の知見を活用し、債権の確実な回収につなげていく必要がある。 債権管理の一層の適正化により、財源及び市民負担の公平性を確保するため、今後においても継続して事業を実施する。

(参考) 令和 7 年度カイゼンのための行動計画